

(ポイント)

●カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールにおいて現在実施されている行動規制が9月16日(水)まで延長されることが決定されました。

●なお、行動規制自体は延長されましたが、以下の事項に関しては、活動が許可されることが決定されました。詳細については、以下のとおりとなります。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-84)

ネパール政府の新型コロナウイルス感染拡大の予防措置(カトマンズ盆地内3郡における新たな行動規制の延長および一部緩和)について

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールにおいて現在実施されている行動規制が9月16日(水)まで延長されることが決定されました。

2 なお、行動規制自体は延長されましたが、以下の事項に関しては、活動が許可されることが決定され、10日(木)以降開始されます。主な緩和の内容については、以下のとおりです。

(1) 車・バイクの使用(使用できる車両はナンバープレートの末の数字が奇数の場合は、ビクラム暦の奇数日、偶数の場合はビクラム暦の偶数日に限る)

公共交通機関の利用(バスは16人以上乗車可能なもののみ、半数以下の乗車が認められ、タクシーは運転手を含め3名までの乗車が可能)

(2) 野菜等の食品を扱う小売店等の営業は、午前11時までと午後5時から同7時まで開店することが許可される。

(3) レストラン等の営業はテイクアウト、デリバリーに限定され、営業時間は、午後12時から同7時までに限り許可される。

(4) ショッピングモール、衣料品、靴店等は、月、水、土曜日に、キッチン用品店等は、日、火、金曜日に、家具、カーショップ等は、月、水曜日に開店することが許可される。

(5) 露店、文房具店、電気店、デパートメントストア等は、毎日午前11時までと午後4時から7時まで、自動車修理店等は、毎日午前8時から午後8時まで開店することが許可される。

3 当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、行動規制が一部緩和となりましたが、外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス(2m以上)を取り、3密(密閉・密集・密接)を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認ください。よろしくお願いいたします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。